平成２３年（フ）第５８９号
福岡県大野城市月の浦３丁目７番３号
債務者　野田　訓子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９５号
福岡市博多区光丘町１丁目２番34―901号
債務者　八幡原浩司
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３２号
福岡県古賀市天神２丁目１番22号
債務者　長薗　義浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４５号
福岡県宗像市石丸２丁目３番13号
債務者　植津真理子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７７号
福岡市南区長丘５丁目６番３号
債務者　加藤亜希子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９１号
福岡市中央区小笹１丁目13番16号
債務者　山本　　緑
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６５号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　山本アヤコ
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７０号
福岡市博多区東那珂１丁目12番47―607号
債務者　小松　清二
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９９号
福岡市東区八田１丁目11番21号
債務者　江藤　益恵
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３１号
福岡市南区老司１丁目26番１―306号
債務者　江崎　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３６号
福岡市南区桧原１丁目34番20号
債務者　馬場　康之
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４１号
福岡県糸島市有田中央１丁目１番10号
債務者　高井　百佳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６２号
福岡市中央区小笹４丁目５番1543号
債務者　平田　謙三
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６８号
福岡県糸島市前原北１丁目４番３―305号
債務者　塚本　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６９号
福岡市南区清水４丁目18番５―205号
債務者　田口　　馨
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７４号
福岡市博多区上牟田１丁目31番２号
債務者　藤井　宏明
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９１号
福岡市博多区春町３丁目２番11号
債務者　田尾兼一郎
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９２号
福岡市東区若宮２丁目16番16―201号
債務者　竹下　　学
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部